

発行：富山県高岡農林振興センター 高岡市赤祖父 211 高岡総合庁舎 2階 TEL (0766) 26-8474 FAX (0766) 26-8475

ホームページは高岡農林振興センターで検索!!

高岡農林振興センター

検索



射水市産えだまめ
「富山ブラック」



高岡市柴田氏の
小ギク露地電照栽培



射水市松本氏のいちご



高岡市(有)前崎養鶏の
シフォンケーキ

目次

- お知らせ P 1
- とやま農業経営総合サポートセンターの活用状況 P 6
- 新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援策 P 2~3
- 青年農業者リレー紹介 ~第3回~
- 大区画ほ場での超省力作業体系の技術実証..... P 4
- 田向 慎一さん(小矢部市)..... P 7
- 中山間地向け「リモコン式自走草刈機」による
- 6次産業化事業体の紹介 ~第12回~
- 除草について P 4
- (株)葉っぱーFarm(射水市)..... P 7
- 農作業事故防止対策について P 5
- 農業関係表彰管内受賞者のご紹介 P 8

お知らせ

1 とやま農業未来カレッジ生の募集

同カレッジでは、就農希望者が本県の営農条件に即した農業の基礎的知識や実践的技術を体系的に修得するため、座学で①生理生態など基礎知識、②栽培技術、③農業経営・GAPなどを研修し、作物実習では主穀作や野菜など16品目を10農家で研修し、機械演習では、農耕用大型特殊免許や危険物取扱者など必要な資格取得を目指し、これまで5期64名が卒業し、今年度は14名が研修しています。

令和3年度(第7期)通年研修生の募集等は右記のとおりで、募集要項は農林振興センターや市町村、農協の就農相談窓口などで配布していますので、研修生の応募にご協力をお願いします。また、今年度の卒業生の採用等についても併せてご検討をお願いします。

令和3年度(第7期)通年研修生の募集等スケジュール

(受講期間:令和3年4月~令和4年3月)

- (1) 募集期間: 令和2年7月6日(月)~11月6日(金)
- (2) 定員: 15名(最大20名程度)
- (3) 応募資格: 富山県内での就農を希望し、1年間通学可能で卒業時点で原則50歳未満の者
- (4) 受講料: 年額118,800円(予定)
※教科書代、実習経費等の実費は自己負担
- (5) 選考: 令和2年11月29日(日)作文及び面接
- (6) 結果発表: 令和2年12月18日(金)

【問合せ先】とやま農業未来カレッジ TEL: 076-461-3180

2 農業気象被害等の未然防止対策情報の配信について

県では、気象台から気象注意報・警報等が発表され農業気象被害が発生する恐れがあると判断される場合、「農業気象被害等の未然防止対策」の情報を農業関係機関等に配信しています。

この情報を電子メールで配信希望される方は、以下のメールアドレスあてに、経営体名と代表者名を入力したメールを送信してください。電子メール送付先: atakaokanoshin@pref.toyama.lg.jp

(担い手支援課 経営支援班)

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策

新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月16日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを受け、本県においても4月17日から富山県緊急事態措置が実施されました。その後、県が定めた活動再開のロードマップにおいて5月29日には県民の外出自粛・企業等の休業要請を行わない「Stage 1」となり現在に至っています。

このような状況下で農業分野において、野菜では外食産業向け加工業務用野菜や学校の休業による給食用食材需要の減少、卒業式や歓送迎会の中止による切り花需要の減少、外国人労働者の入国制限にともなう人材不足などの影響が管内においてもあらわれており、国や県ではこれらの影響を緩和し営農活動の継続を支援するため以下の施策が実施されています。

1 支援策

(1) 給付事業等の支援策

事業名	支援内容	申請先・申請期限
持続化給付金(国)	給付対象者：①税務申告した事業者に申告資格があり、②感染症拡大の影響により今年のいずれかの月の事業収入が前年同月比で50%以上減少している事業に所定の計算方法により、法人は200万円まで、個人事業者は100万円まで給付	ホームページ上で令和3年1月15日(金)まで申請 申請サポートは、各市商工関係課で確認
富山県事業持続化・地域再生支援金(県)	給付対象者：持続化給付金(国)を受給している者で、1事業者あたり10～50万円まで給付	〒930-8501(住所記載不要) 富山県事業持続化・地域再生支援金事務局へ8月31日まで郵送
経営継続補助金(国・※)	農協等の「経営支援機関」による計画作成・申請から実施まで伴走支援を受けて実施した「事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換」ほかに加え、「業種別ガイドライン等に即した感染防止対策」に対し、補助率3/4(補助上限額100万円)を支援	農協等 (公募期間については随時確認ください)
高収益作物次期作支援交付金(国・※)	令和2年2～4月に高収益作物(野菜・果樹・花き)の出荷実績のある生産者が対象で、種苗・資材他の購入するための経費として露地品目5万円/10a、施設花き等80万円/10a、施設果樹25万円/10aを支援	全農富山県本部へ直接または各農協経由で申請(公募期間については随時確認ください)

※：公募要件・公募期間等は随時発表となるので事業の詳細はJAまたは当センターへご確認ください。

(2) 農業者への資金繰り支援策

農業者への資金繰り支援として、(株)日本政策金融公庫が融資する①農林漁業セーフティネット資金、②農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、③経営体育成強化資金のほか、農協や銀行が融資する④農業近代化資金が対応しています。

金利についてはいずれの資金も貸付当初5年間実質無利子化されているほか、担保については実質無担保または実質無担保での債務保証引き受けなどの優遇が措置されていますので、経営の維持安定に必要な資金が必要な場合は、前述金融機関または、当センター経営支援班まで遠慮無くお声かけください。

2 今後の農業経営継続にむけた取組みについて

農水省からは「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」が通知されていますので、次ページ及び農水省のホームページを確認いただき業務の継続を図ってください。

また、当センターでは、皆様のお役に立つ情報を、当センターホームページの「新着情報」に随時掲載していますので、国・県のホームページと併せてご確認ください。

(担い手支援課 経営支援班)

新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する 基本的なガイドライン（抜粋・改変）

本ガイドラインは、感染拡大防止を前提として、農業関係者の業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。

1 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

農業者及び農業団体等の関係者は、次に掲げる感染予防策を自ら実施するとともに、雇用従業員に対しても取組を行うよう要請します。

(1) 感染が疑われる場合の対応

ア 自宅待機

①発熱などの症状がある場合、②陽性患者や入国制限国への渡航者や在住者との濃厚接触者は自宅待機を徹底する。

イ 保健所（厚生センター）への問い合わせ

①息苦しさ（呼吸困難）、②強いだるさ（倦怠感）、③高熱等の強い症状のいずれかがある場合、④重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合は、保健所（厚生センター）に問い合わせる。

また、上記①～④以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合（※）

※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

(2) 作業場等における感染防止対応

- ・ハウスや作業場、集出荷施設等の屋内で作業をする場合は、マスクを着用し、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努めてください。多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行ってください。屋外でも複数で作業をする場合は、マスクを着用し、上記のような距離の確保に努めてください。
- ・農作業開始前後やトイレの使用後、農業用施設や集出荷施設等への入退場時には、手洗い、手指の消毒をしてください。
- ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところや、作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃をしてください。
- ・農業用施設や集出荷施設等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。

2 新型コロナウイルス感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

①患者発生の把握、②濃厚接触者の確定、③濃厚接触者への対応については保健所（厚生センター）の指示を受けて対応してください

3 生産施設等の消毒の実施

- ・農業者及び農業団体等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。
- ・一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

4 業務の継続

農業団体等の関係者は、集出荷施設等において農業者や作業従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、施設の速やかな消毒、作業代替要員の確保、作業工程や動線の変更等、集出荷作業等の継続に向けた体制を検討・構築してください。

大区画ほ場での超省力作業体系の技術実証 ～収量コンバインのデータを活用した可変施肥田植機の実証事例～

(農) 布目沢営農を代表とする「射水市スマート農業実証コンソーシアム」は、国の委託事業(令和元～2年)を活用して、ロボット技術、ICTを活用したスマート農業の導入による経営改善効果(図1)を実証することとしています。

その実証技術のひとつ「収量コンバイン」と「可変施肥田植機」を組み合わせた水稻の収量向上について紹介します。

「収量コンバイン」は、収穫した籾の量から単収を計測し、位置情報とリンクさせて20m四方のメッシュマップとして単収レベル別に色分けして表示します。その色分けを参考にして作成した施肥マップデータを「可変施肥田植機」は受信することで、収量メッシュマップに対応した施肥(可変施肥)を行います。

今年度は、昨年の収量メッシュマップを基に、水田内で収量のばらつきが確認されたほ場において、収量レベルの低い部分に基準量より多めに設定した施肥マップ(図2)を作成し、可変施肥を実施しました。収穫後には、収量メッシュマップを確認、更新し、ほ場内での「見える化」を実現します。

今後は、生育のばらつきがより大きいと予想される大区画ほ場においての、一層の収量向上や品質の均一化が期待されます。
(農業普及課射水班)

- ・トラクタ作業時間 20%減
- ・移植水稻肥料費 5%減
- ・移植水稻収量 3%増

図1 スマート農業による
主な経営改善目標



図2 収量メッシュマップ結果を
反映した施肥マップ
橙色(多め) 34kg/10a
青色(基準量) 30kg/10a

中山間地向け「リモコン式自走草刈機」による除草について

氷見市論田集落は、畦畔の除草を機械化するため、国の事業を活用し、リモコン式自走草刈機(写真1)を令和元年に導入しました。同機は、11.8psのガソリンエンジンで刈幅600mmのフリーハンマー刃を搭載した自走機で、時速2.6kmで走行し最大傾斜角40度までの傾斜地走行が可能です。このことから、同機は畦畔部分の除草が期待されましたが、同集落の畦畔は凸凹が多く転倒の危険性が高いことから主に農地の除草で使用されています。

同機の畦畔除草は、斜面に対して垂直方向のスイッチバック方式(写真2)で実施されています。作業効率は直進より悪いものの、刈払機よりも速く、楽で安全性も高いことからさらなる活用が期待されています。作業能率は、畦畔も含め1時間のフル稼働で約500㎡の除草が可能となり刈払機の7倍程度の能力を発揮しました。

刈払機の残草高さは10cmであるのに対し同機は20cmと高くなる問題もありますが、比較的簡単な操作で使用できることから、刈払機を使用できない女性や高齢者等でも利用が可能です。現在、オペレータを育成しているところで、同機の稼働が中山間地域の農地保全に役立つことが期待されています。



写真2 畦畔の刈取り作業



写真1 雑草地进行する
リモコン式自走除草機

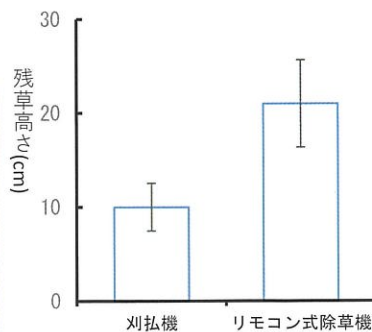


図1 残草の高さ

(農業普及課氷見班)

農作業事故防止対策について

県内では、農作業中の不注意や農業機械の誤操作などから、毎年農作業事故が発生し、死亡に至る重大事故も発生しています。これから始まる秋の作業に向けて安全対策を徹底し、農作業事故を防ぎましょう！（図1）



図1 農作業安全啓発ステッカー

1 機械の安全装備と点検・整備

機械の点検・整備は（機械の使用期間を延ばすだけではなく）安全に使用するうえで最も重要です。必ず事前に点検を行いましょう。安全装置や防護カバー等の安全装備も確認し、異常がある場合は調整または修理を受けるなどの必要な措置を行いましょう。

農作業事故の多くが普段使い慣れた機械を取り扱っている時に発生しています。機械・装置・器具等を取り扱う際は、使い慣れていても必ず取扱説明書どおりに使用しましょう。

2 安全作業のための服装や保護具の着用

安全に作業を行うためには、様々な危険から身を守るための各作業に適した服装（図2）や保護具を用いましょう。

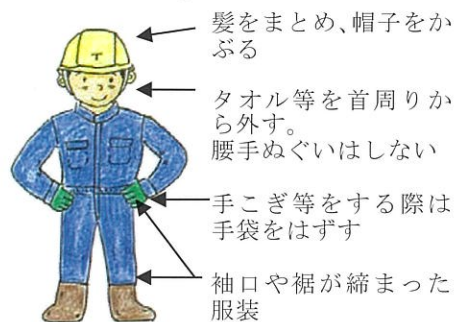


図2 コンバイン作業時の服装例

3 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」における熱中症対策

- ①屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合は熱中症のリスクを考慮し、マスクを外して作業しましょう。
- ②マスクを着用している場合は、強い負担の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を行いましょう。
- ③新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓の開放によって換気を確保する必要がある。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- ④熱中症の疑い（図3）がある時は、すみやかに作業を中断し、涼しい場所へ避難し、服を緩めて通気を良くし、水をかけたり風をあてたりして体を冷やしましょう。



図3 熱中症の症状例（※）

※：熱中症の代表的な症状はこのとおりですが、特徴的な症状がなくても「暑い環境下での体調不良」はすべて熱中症の可能性ががあります。

- ⑤応急処置をしても症状がよくなる場合や意識がない、自力で水が飲めない場合などは、すぐに病院で手当てを受けるようにしましょう。

作業時の単独作業は避け、複数での組み作業とし、互いに安全確認や声掛け等を行いながら余裕を持った作業計画により農作業事故を防ぎましょう。

（担い手支援課 経営支援班）

とやま農業経営総合サポートセンターの活用状況

1 活動の概要

「とやま農業経営総合サポートセンター」(以下、サポートセンター)は農業経営者のさまざまな課題(①法人化、②雇用・労務、③生産技術・技能、④税務・財務、⑤経営改善など)を解決するために平成30年度から活動(図1・2)しています。

相談窓口は、当農林振興センター経営支援班や各市担い手育成総合支援協議会・JAに開設されていますのでお気軽にご相談ください。

2 支援方法

市・JA・農林振興センターで構成する支援チームを相談者ごとに組み、面談で課題や解決方法を整理し、必要に応じて税理士や中小企業診断士等の専門家の支援を受けます。

3 活用状況(平成30~令和元年度)

サポートセンターを活用した経営体数は、平成30年度は県全体で68、うち当センター管内で12、令和元年度は県全体で54、うち当センター管内で13ありました。

課題解決のための専門家派遣は、税理士と社会保険労務士が中心で①法人化と②従業員確保にむけた雇用・労務の相談が多い状況でした。

4 当センター管内の活用事例

(1) 相談内容と課題整理

相談内容は「経営継承と法人化」というもので、支援チームとの面談で①個人事業者の営農資産を法人に引き継ぐ際の営農資産の取扱い(売却・貸付した場合の留意点)、②個人事業で積み立てた農業経営基盤強化準備金の取扱い、③補助事業による取得した資産を引き継いだ時の留意点、④従業員の労働保険と社会保険への対応といった課題があげられました。

(2) 課題に対する支援内容と成果

前述の課題に対する支援内容は、①②では、税理士が法人化に伴う営農資産の税務上の課題を整理しアドバイスしました。③では、市担当者等が補助金を受けて導入した機械の財産処分や法人化後の諸認定など行政上の手続きを説明しました。④では、社会保険労務士が法人の社会保障制度を説明するとともに、既存の就業規則、賃金規定の修正など社会保障関係の整備についてアドバイスしました。その結果、平成31年3月に株式会社を設立し、経営継承することができました。

5 最後に

サポートセンターでは、農業者の皆さんの経営課題について、専門家を交えた支援チームで解決し、更なる発展を支援していきます。さらに、本年度からお試しに専門家のアドバイスを受けることができる制度ができましたので、お気軽に相談窓口へご相談下さい。

(担い手支援課 経営支援班)

農業者の皆さまへ

とやま農業経営総合サポートセンター

をぜひ活用ください!

「とやま農業経営総合サポートセンター」では、
意欲ある農業者の皆さまの更なる経営発展を応援するため、
様々な経営課題の発見・整理と解決に向けた支援をさせていただきます。

1. 支援対象

経営発展を目指す意欲ある担い手
(認定生産者、認定新規就農者、兼業就農者、人・農地プランの中心研修生等)

2. 支援内容

法人化、経営改善のアドバイス、複合・多角化、従業員雇用、労働環境の改善、経営継承など、多様な経営課題を対象に、支援チームを構成し専門家派遣等の支援を行います。

3. 支援の流れ

相談はすべて無料です

STEP 1

経営課題の相談

まずは、「とやま農業経営総合サポートセンター」または「地域担い手育成総合支援協議会*」(サテライト窓口)までご相談ください。

*地域別、中核農産物産地別支援協議会(市町村) 農林振興センター・JA等に構成されます。

STEP 2

計画書の作成

「地域担い手育成総合支援協議会」は、農業者の皆さまと個別面談等を行いながら、「支援チーム活動計画書」を作成します。

STEP 3

支援活動の実施

支援チームは計画書にそって、専門家派遣等を活用しながら、農業者の皆さまの経営課題の解決に向けた支援活動を実施します。

とやま農業経営総合サポートセンターによる支援

関係機関や専門家と連携する経営戦略会議を開催し、支援内容を検討のうえ、決定します。

サポートセンターで農産中の専門家
税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、司法書士、不動産鑑定士、デザイナー、労働安全コンサルタントなど

とやま農業経営総合サポートセンター
高山県担い手育成総合支援協議会内(一社)高山県農業会 TEL: 076-(441)-8961

図1 サポートセンターのPRパンフ

<http://www.tominou.com/con10.html>

図2 サポートセンターのホームページアドレス

青年農業者 リレー紹介 ～第3回～

～田向 慎一さん(小矢部市)～

平成 25 年に（農）末友営農組合（小矢部市末友）に従業員として就農された田向慎一さん（30 歳）（写真）をご紹介します。同氏は生まれ育った末友地区が好きで、獅子舞や消防団など地元活動に参加していたところ、同組合に勤める消防団の先輩に就農を勧められ就農し 8 年目となりました。

同組合は、水稻（コシヒカリ・新大正糯・五百万石・BL コシヒカリの特別栽培米）を主力品目に、加工用キャベツや農産物加工（餅加工や漬物他）による経営の複合化に取り組んでいます。

同氏は、栽培管理の経験の積み重ねによって作物やほ場ごとの特性への理解が深まったことが評価され、同組合における作業計画の策定を本年より任されています。作業量に対する、マンパワー不足が悩みですが、一緒に働く仲間を増やすことで、丁寧かつ適期作業でさらなる収量・品質の向上を図っていきたくと考えています。

さらに本年度から小矢部農業青年協議会の会長に就任し、昨年からのプロジェクト活動「米について考える」を継続し米の食味向上に取り組み、地域を担う青年農業者の栽培技術の向上と仲間づくりをさらに進めたいとのことで、今後、益々の活躍が期待されます。

（農業普及課 小矢部班）



写真 大豆の耕起に向かう田向さん

6次産業化事業体の紹介～第12回～(株)葉っぱーFarm

株葉っぱーFarm（代表ダルマ ラル ヨンジャン ラマ氏）は、射水市円池において、ビニールハウス 24 棟（35a）で、こまつなを周年生産（7～8 作）し、JA いみず野の共販で県内市場に出荷しています。

同氏がネットワークを有するネパールやインド料理店では主に中国産のほうれんそうペーストが使用されますが、安心・安全な国内産を求めるこれら料理店のニーズに対応するため、業務用のこまつなペーストを開発しました。

商品化にあたっては、県事業（6次産業化とやまの魅力発信事業）を活用し、ペーストに加工するためのスチームコンベンション、ミキサー（写真1）など一連の加工機器を導入し、「小松菜ペースト」（写真2）を商品化しました。ペーストの材料はこれまで廃棄していた出荷規格外のこまつなを有効活用することから、原材料の調達コストを圧縮することが可能となっています。また、販路については、同氏が有するネットワークを通して首都圏を中心に全国のネパール等料理店に販売されているほか、こまつなが①カルシウムや鉄分などの栄養価が高いことや②ペーストの使いやすさを県内の菓子製造業などへアピールし販路の拡大を目指すなど、富山県産のこまつなのPRも期待されます。

みなさんも自家生産物の加工・商品化など6次産業化をご検討の際には、お気軽にご相談ください。

（担い手支援課 経営支援班）



写真1 こまつな粉碎用のミキサー



写真2 商品化された「小松菜ペースト」

農業関係表彰管内受賞者のご紹介

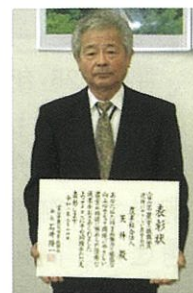
1 令和元年度富山県農業振興賞(令和2年2月14日表彰)

●大豆(集団)部門 (農)道林寺営農組合(小矢部市)

洪積粘質田の大豆栽培で土づくりや排水対策の徹底により収量・品質を高位安定化させるとともに、全大麦跡ほ場に大豆を作付する水田フル活用で地域のモデルとして貢献されました。



(農)道林寺
営農組合



(農)天神

●環境にやさしい農業部門 (農)天神(氷見市)

(農)天神を中心に集落全体で指崎水土里資源保存会を設立し、堆肥の施用による特別栽培米やBL コシヒカリによる化学肥料の削減など、環境にやさしい農業の拡大に貢献されました。

●農産加工部門 (有)前崎養鶏(高岡市)

14種類の素材を季節に応じて調整した飼料で生産した卵の惣菜のほか、プリンやシフォンケーキなどのスイーツを開発し売り上げを伸ばすとともに、若い女性農業者の協議会初代会長のほか女性の加工事業者の先導者として貢献されました。



(有)前崎養鶏



堂田 武則 氏

●指導者部門 堂田 武則 氏(高岡市)

高岡市の伝統野菜太きゅうり「高岡どっこ」の最大の生産者で地産地消と小中学校の食育推進に協力するほか、とやま農業未来カレッジ研修生に座学では得られない研修の場を提供するなど指導者として新規就農者の育成に貢献されました。

●指導者部門 朽木 寛 氏(射水市)

(農)ファーム三ヶ北部の設立当初から代表理事組合長としてえだまめ等野菜や盆花など園芸品目による経営の複合化推進、JAいみず野野菜部会副会長として園芸振興のほか、伊勢神宮への水稻の奉納品種「イセヒカリ」の継承にも貢献されました。



朽木 寛 氏



宮田 憲雄 氏

●指導者部門 宮田 憲雄 氏(いみず市)

平成21年からJAいみず野果樹部会長として果樹の生産振興を図り、「幸水」の新技术「摘心栽培」の率先した導入で組合員への普及促進のほか、呉羽梨選果場の運営委員や呉羽梨産地活性化委員として呉羽梨のブランド化に貢献されました。

2 令和元年度元気とやま農林水産奨励賞(農業部門)

●松本 剛明 氏(射水市) (令和2年2月14日表彰)

新規就農時から冬季の施設いちごを他に先駆けて取り組み、栽培技術の確立・実証によって主穀作経営体に拡大するモデルとして貢献のほか、自らの園地で障害者への就労機会の提供や障害者施設への運営支援など農福連携に貢献されました。



松本 剛明 氏



柴田 秀行 氏

3 2019年度農業電化推進コンクール農業電化協会賞優秀賞

●柴田 秀行 氏(高岡市) (令和2年6月17日表彰)

国で開発された最先端の小ギク露地電照技術を導入し、実需者が必要とする時期に出荷するオンデマンドな生産で「契約的取引」をJA高岡と連携して取り組み高い評価を獲得し、今後の切り花生産のモデルとして貢献されました。

受賞された皆様、おめでとうございます。